

【再公募】
令和6年度
富山市地域密着型サービス事業予定者等
公 募 要 領

特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 用

令和7年3月24日
富山市福祉保健部介護保険課

1 公募の趣旨

本市では、令和6年度から8年度までの「富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）」を策定しており、特定施設入居者生活介護については、有料老人ホーム等の入居者の介護度の重度化や、要介護度は低いものの施設サービス相当が必要な方への対応のため、40床程度を指定することとしています。なお、質の高い介護サービスの基盤を整備する観点から、事業者を公募により選定します。

2 公募内容

第9期介護保険事業計画に基づき公募を行うもの。

(1) 特定施設入居者生活介護 40床程度

ア 対 象・・・有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームに限る。かつ、要支援又は要介護者が入居していること。

イ 現在の入居者の要介護等の状況を勘案して必要数のみ指定する。

ウ 施設の一部のみの指定を希望する場合は、特定施設入居者生活介護を行う部分と行わない部分を明確に区分するため、指定は原則フロアごとに行います。

エ 定員29名以下の小規模な介護専用型特定施設※は「地域密着型特定施設」として地域密着型サービスの指定になります。

※介護専用型特定施設：特定施設のうち入居者が要介護者と配偶者に限られているもの。それ以外は混合型特定施設です。

3 応募条件

次の要件を満たすことが条件となります。

- (1) 応募できる事業者の資格については、現に本市において有料老人ホーム等を運営する法人であって、事業運営にあたって介護保険法等に基づく指定基準を遵守し、適切なサービス提供を図ることができる者。
- (2) 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号の規定（欠格事由等）に該当しないこと。
- (3) 法人及びその役員等が暴力団及び暴力団員ではないこと（暴力団排除条例）。

4 応募方法

本公募に申し込みを希望する事業者の方は、次のとおり所定の応募書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年5月19日（月）～5月30日（金）午後5時まで 期限厳守

(2) 提出先

富山市福祉保健部介護保険課管理係（富山市役所本庁舎東館3階）

（電話）076-443-2041

※ 前日までに来庁日時をご連絡の上、必ず書類を持参してください（郵送、FAX及び電子メールによる受け付けは行いません）。

(3) 提出書類一覧

応募に必要な提出書類は6ページの「応募に必要な書類一覧表」のとおりです。
様式は、市ホームページからダウンロードできます。（ページ番号検索「1015393」）

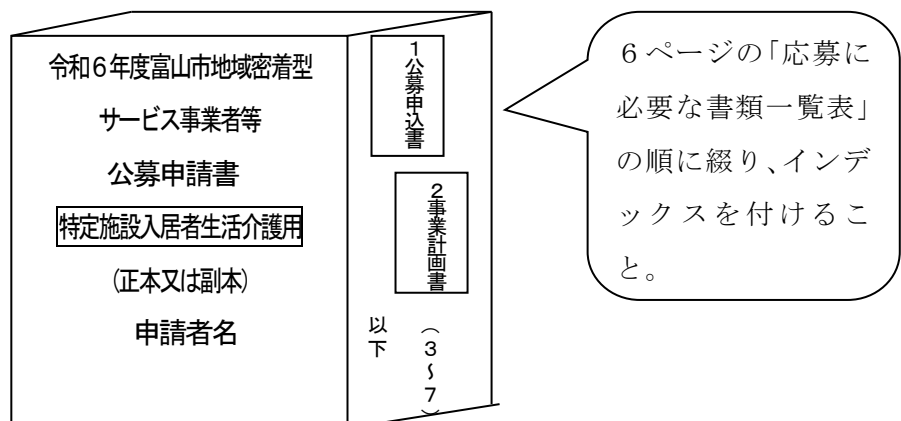
(4) 提出書類の作成

提出書類は次の要領で提出してください。

- ア 6ページの「応募に必要な書類一覧表」の順で資料を綴じること。
- イ ページ番号を付け、1部ずつ綴じること（ページ番号は通し番号）。
- ウ 項目ごとに文字表記のインデックスを付けること。
- エ 資料は、原則A4サイズとし、可能な限り両面印刷とする。（図面等でA3となる場合はA4サイズに折り込む。）

(5) 提出部数

証明書等の原本を添付した正本1部（フラットファイル綴じ）、及び副本を17部（1部ずつひも綴じ）提出してください。



(6) その他

4 (5)に記載の副本のうち10部は法人名や間接的に申請者を特定できる事業所名等を黒塗りしてください。

5 選定方法

提出された書類の審査及び必要に応じてヒアリングを行い、市長が決定します。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された事業計画に基づき、所定の書類を審査します。事務局での書類審査をもとに、地域密着型サービス等運営委員会に諮り第1次審査結果を確定します。

(2) 第1次審査で評価（加点）する事項

ア 応募者に係る事項

- (ア) 本市又は富山県内に主たる事務所を有していること
- (イ) 当該サービス若しくはその他の介護サービス、医療・福祉事業の運営実績があり、その運営が安定的に実施されていること
- (ウ) 介護サービス事業において、法令等に基づく手続きが適正に行われていること
- (エ) 法人及び役員、従業員が過去に法令に違反していないこと

イ 立地に係る事項

- (ア) 計画地が所在する日常生活圏域において同種のサービスの事業所が未整備であること
- (イ) 土地及び建物が原則自己所有（予定を含む）であること
- (ウ) 自然災害の発生リスクが低いこと

ウ 施設計画に係る事項

- (ア) 他の介護サービスや医療・福祉サービスの併設など複合的・一体的な計画であること
- (イ) 増床や既存サービスからの転換など既存ストックを活用した効率的な計画であること
- (ウ) 基準を上回るなど利用者視点によるきめ細かな配慮がされていること

エ 事業運営に係る事項

- (ア) 一定の利用者が見込めること

(3) 第2次審査（面接審査）

事業運営方針等を評価する観点から、応募者へヒアリングを実施します。なお、ヒアリングについては、地域密着型サービス等運営委員会において行いますが、第1次審査のみで選考が可能であると判断できる場合は、第2次審査（面接審査）を行わないことがあります。

ヒアリング内容は、応募者からのプレゼンテーションを10分程度とし、質疑応答を5分程度実施します。

※ 委員が所属している法人（役員も含む）が応募を行っている場合は、その委員は全ての審査に関与しないこととします。

(4) 第2次審査で評価する事項

ア 応募者に係る事項

- (ア) 応募理由
- (イ) 経営理念及び事業所の基本方針
- (ウ) 法令順守及び職員の確保・育成
- (エ) 利用者本位のサービス提供、サービスの質の向上や介護度の維持改善に向けた取組

イ 施設計画に係る事項

- (ア) 事業計画の実現性
- (イ) 資金計画
- (ウ) 地域住民の理解、地域との連携・地域に開かれた運営

ウ 事業提案（提案内容の特徴・独自性・優位性・先進性等）

(5) 委員会意見のとりまとめ

第1次審査、第2次審査を踏まえ、地域密着型サービス等運営委員会において、各事業計画及び事業者選定について意見を取りまとめます。

なお、第2次審査における評価が、配点の6割に満たない事業者については、公募の競合の有無に関わらず、整備する事業予定者（以下「事業予定者」という。）として選考しない場合があります。

(6) 市長への報告及び事業予定者の決定

委員会の意見を市長へ報告します。

市長は、その報告を受けて、最終的に事業予定者を決定します。

(7) 選定の結果

結果については、応募のあった法人に文書で通知します。

また、市ホームページにおいて、事業予定者として、法人名等を公表します。審査の結果によっては、事業予定者なしとする場合があります。

なお、審査内容及び選定結果に関する問合せには応じません。

6 公募スケジュール

	内 容
令和7年5月19日（月）～ 5月30日（金）	申請受付
令和7年6月	書類審査
令和7年8月中旬（予定）	地域密着型サービス等運営委員会による ヒアリング
令和7年8月下旬（予定）	事業予定者の決定及び結果通知

7 注意事項等

- (1) 応募書類については、返却いたしません。(提出された応募書類は、富山市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となります。)
- (2) 本公募に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 公募に対する応募がないとき又は事業予定者が決定しなかったときは、再度公募をすることがあります。
- (4) 事業予定者として決定された場合であっても、特定施設入居者生活介護事業者としての指定が確定されたものではありません。指定基準を満たさない場合は、指定されません。
- (5) 事業予定者に決定された後であっても、次の場合はその決定を取り消します。
 - ア 提出された関係書類等に虚偽事項の記載があった場合
 - イ 事業内容(建設場所、定員、サービス種類等)に著しい変更があった場合
 - ウ その他市民の疑惑や不信を招くような行為があった場合
- (6) 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、代表者名の記名のある「辞退届」を提出すること。(様式は任意)
- (7) 事業予定者の選定後の辞退については、本市の整備計画に大きな支障をきたすため、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。辞退する場合は、法人名等を市ホームページ上で公表します。また、本市及び地域密着型サービス等運営委員会へ説明を求める場合があります。
- (8) 事業所指定に係る基準は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生労働省令第37号)」、「富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「同施行規則」、「富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び「同施行規則」等を参照してください。

(参考：市独自基準)

 - ア 申請者の要件として、法人の役員が暴力団員であるものは認めない。
 - イ 記録の保存期間は5年間

8 問い合わせ先

富山市福祉保健部介護保険課管理係

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

T E L 076-443-2041 F A X 076-443-2076

「応募に必要な書類一覧表」

項目	内容
1 公募申込書	様式 1
2 事業計画書	様式 2
3 位置図	近隣の住宅地図等
4 平面図	申請の対象となる部分が明確にわかるように色分け等を行うこと。
5 決算書	直近 2 年間分
6 法人及び代表者の納税証明書（市町村税）	令和 5 年度分
7 法人・施設の沿革・概要	パンフレット可

※資料 5 ～ 7 については副本（黒塗り）への添付不要

(様式1)

年 月 日

(宛先)

富 山 市 長

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

令和6年度富山市地域密着型サービス事業者等の公募の申込について

(特定施設入居者生活介護)

このことについて、必要書類を添えて下記のとおり応募します。

事業所の名称 : _____

施設の区分 ・ 有料老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 養護老人ホーム

事業所の所在地 : _____

指定希望床数 : _____ 床 (人)

(特定施設入居者生活介護の定員数)

指定希望年月日 : 令和 年 月 日

介護保険類型 : 包括型 (一般型) ・ 外部サービス利用型

(委託事業所名)

担当者氏名 _____

連絡先 : 住所 _____

電話 _____

FAX _____

(様式2)

特定施設入居者生活介護事業計画書

提出日 年 月 日

法人概要	法人名	(ふりがな)			
	代表者	(ふりがな)			
	所在地				
	連絡先	電 話		FAX	

特定施設の入所者数 (R6.9.1 現在)	人 (内数) 要介護者	人 要支援者	人	
特定施設入居者生活介護の 推定利用者数	1 年目	人 (内訳) 要介護者	人 要支援者	人
	2 年目	人 (内訳) 要介護者	人 要支援者	人
	3 年目	人 (内訳) 要介護者	人 要支援者	人

構造・階層等	造 階建 (耐火 ・ 準耐火 ・ その他)
延べ床面積	m ²
所有関係	法人所有 ・ その他 ()

特定施設の入所者の状況 (R6.9.1 現在) (要支援・要介護者のみ記載すること。)

	入所年月日	性別	年齢	要支援・要介護度	介護サービスの利用状況 (例: 訪問介護○回/月)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

応募の理由

入居者に対するサービス提供の考え方、サービスの質の向上の取組みについて

入居者の料金徴収等の考え方

職員の採用・人材確保について（採用計画、配置計画見込み等）

公募に関するQ & A

問1 特定施設入居者生活介護を行う部分と行わない部分を明確に区分するため、指定は原則フロアごとに行うとのことですが、入居者の入れ替え（部屋替え）が必要ですか？

答 施設内において、特定施設入居者生活介護のサービスの対象となる要介護高齢者が点在して入居している場合は、事業予定者として決定後、指定を受ける際に、指定のフロアにサービス利用者となる要支援・要介護者が入居するよう入れ替えが必要となる場合も想定されます。

なお、応募の申請の時点では、入居者への影響もありますので、部屋替えをしていたく必要はありません（部屋替え等について、入居者への周知や依頼等を行うのが望ましい）。

問2 外部サービス利用型の場合、委託先は同一法人の事業所でもよいですか？

答 委託先は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければなりません。同一法人かどうかは問いません。

問3 応募に必要な書類に法人及び代表者の納税証明書（市町村税）とありますが、両方提出するのですか。

答 法人及び代表者の納税証明書の両方の提出をお願いします。

法人においては所在地の市町村税、代表者においては住所地の市町村税のものとなり、証明書は**令和5年度分**のものとなります。

問4 サービス付き高齢者向け住宅は、応募対象ですか？

答 有料老人ホームの定義と同じ基準を満たすサービス付き高齢者向け住宅も含まれます。その際の施設区分は、有料老人ホームとしての申請となります。

問5 これから新築する有料老人ホーム等も、応募対象ですか？また選考の際の評価は？

答 応募条件としては、有料老人ホーム等の既存・新設の区分はありませんが、審査に関しては、新設に比べ既存の方が実績や確実性という観点から評価の対象となります。

問6 副本のうち10部は法人名や間接的に申請者を特定できる事業所名等を黒塗りすることとあるが、どのような情報であるか。

答 想定される情報は以下のとおりです。

- ・法人名
- ・法人所在地
- ・法人代表者
- ・法人役員
- ・法人番号
- ・既存の事業所名
- ・法人名や既存の事業所を連想させる場合の開設予定事業所の仮称